

報告事項ス

指定技能教育施設の連携科目の指定等について

指定技能教育施設の連携科目の指定及び解除について、別紙のとおり報告します。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

## 指定技能教育施設の連携科目の指定等について

令和5年3月17日

## 1 指定技能教育施設の連携科目の指定解除（網掛けは公示事項）

## (1) あすなろ高等専修学校について

ア 指定をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（新）は新課程

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス・コミュニケーション（新）	2年次2単位	ビジネス・コミュニケーション（新）

イ 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（旧）は旧課程

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス情報（旧）	2年次2単位	ビジネス情報（旧）

ウ 指定及び指定の解除をする理由

新学習指導要領の実施に伴い、連携科目を変更するため。

エ 指定及び解除年月日

令和5年4月1日

## (2) 中央高等学園専修学校について

ア 指定をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（新）は新課程

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
マーケティング（新）	2年次4単位	マーケティング（新）

イ 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（旧）は旧課程

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
広告と販売促進（旧）	2年次4単位	広告と販売促進（旧）

ウ 指定及び指定の解除をする理由

新学習指導要領の実施に伴い、連携科目を変更するため。

エ 指定及び解除年月日

令和5年4月1日

## (3) 若葉学習会専修学校について

ア 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（旧）は旧課程

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
マーケティング（旧）	1年次2単位 2年次2単位	マーケティング（旧）

イ 指定の解除をする理由

新学習指導要領の実施に伴い、連携科目を変更するため。

エ 指定解除年月日

令和5年4月1日

## 2 令和4年4月現在の指定状況

指定技能教育施設 (連携措置をとる高等学校)	連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
学校法人鶏鳴学園あすなろ高等専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	ビジネス基礎 (新)	1年次2単位	ビジネス基礎 (新)
	ビジネス情報 (旧)	2年次2単位	ビジネス情報 (旧)
	電子商取引 (旧)	3年次2単位	電子商取引 (旧)
中央高等学園専修学校 (星槎国際高等学校 北海道札幌市厚別区もみじ台北5丁目12-1)	ビジネス基礎 (新)	1年次4単位	ビジネス基礎 (新)
	広告と販売促進 (旧)	2年次4単位	広告と販売促進 (旧)
	情報処理 (旧)	3年次4単位	情報処理 (旧)
学校法人ism若葉学習会専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	情報処理 (新)	1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位	情報処理 (新)
	情報処理 (旧)	1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位	情報処理 (旧)
	経済活動と法 (旧)	3年次2単位	経済活動と法 (旧)
	マーケティング (新)	1年次2単位 2年次2単位	マーケティング (新)
	マーケティング (旧)	1年次2単位 2年次2単位	マーケティング (旧)

## 3 令和5年4月以降の指定状況 (予定)

指定技能教育施設 (連携措置をとる高等学校)	連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
学校法人鶏鳴学園あすなろ高等専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	ビジネス基礎 (新)	1年次2単位	ビジネス基礎 (新)
	ビジネス・コミュニケーション (新)	2年次2単位	ビジネス・コミュニケーション (新)
	電子商取引 (旧)	3年次2単位	電子商取引 (旧)
中央高等学園専修学校 (星槎国際高等学校 北海道札幌市厚別区もみじ台北5丁目12-1)	ビジネス基礎 (新)	1年次4単位	ビジネス基礎 (新)
	マーケティング (新)	2年次4単位	マーケティング (新)
	情報処理 (旧)	3年次4単位	情報処理 (旧)
学校法人ism若葉学習会専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	情報処理 (新)	1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位	情報処理 (新)
	情報処理 (旧)	1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位	情報処理 (旧)
	経済活動と法 (旧)	3年次2単位	経済活動と法 (旧)
	マーケティング (新)	1年次2単位 2年次2単位	マーケティング (新)

※ (新) は平成30年改訂学習指導要領の科目で、令和4年度以降入学生が履修をする。  
 (旧) は平成21年改訂学習指導要領の科目で、令和3年度以前入学生が履修をする。

#### 4 関連法令

○学校教育法第55条

○学校教育法施行令第32条～39条

○技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号）

○技能教育施設の指定の申請手続き等を定める規則（平成11年鳥取県教育委員会規則第10号）